令第百三十七条の十二第九項の規定に適合することを確認するために必要な事項	令第百三十七条の十二第九項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十七条の十二第十項の規定が適用される建築物
当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	令第百三十七条の十二第十一項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十七条の十二第十一項の規定が適用される建築物
当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	令第百三十七条の十二第十二項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十七条の十二第十二項の規定が適用される建築物
令第百三十七条の十二第十四項の規定に適合することを確認するために必要な事項	令第百三十七条の十二第十四項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十七条の十二第十四項の規定が適用される建築物
第三号に規定する措置		

三～五　（略）

２～11　（略）

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十条の四の二　法第四十三条第二項第一号、法第四十四条第一項第三号、法第五十二条第六項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条の六第二項、令第百三十一条の二第二項若しくは第三項、令第百三十七条の十二第十一項若しくは第十二項又は令第百三十七条の十六第二号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

２～４　（略）

（六十二）～（九十三）　（略）

令第百三十七条の十二第四項の規定が適用される建築物	各階平面図	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分
	その他令第百三十七条の十二第四項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十二第四項の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の十二第五項の規定が適用される建築物	各階平面図	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分
	令第百三十七条の十二第六項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
令第百三十七条の十七条の十二第六項の規定が適用される建築物	令第百三十七条の十二第七項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
（略）		

三～五　（略）

２～11　（略）

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十条の四の二　法第四十三条第二項第一号、法第四十四条第一項第三号、法第五十二条第六項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条の六第二項、令第百三十一条の二第二項若しくは第三項、令第百三十七条の十二第六項若しくは第七項又は令第百三十七条の十六第二号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

２～４　（略）

（六十二）～（九十三）　（略）

附　則

この省令は、建築基準法施行令の一部を改正する政令附則第一項本文に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。